

資料4 実施体制に係る事項

地域社会における処遇のガイドライン概要(案)

このガイドラインは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律における地域処遇について、その概要を定めたものであるが、その他のガイドライン等と調整すべき点については、現時点では、必ずしも十分な調整状況ではなく、今後、最終的にとりまとめる段階で整合性を図るものとしている。

目次

1 ガイドラインの趣旨

2 総論

- (1) 基本用語の定義
- (2) 地域社会における処遇が指すもの
- (3) 地域社会における処遇を実施する上での配慮事項(精神保健福祉法との関係を含む)
- (4) 関係機関相互間の連携
 - ア 法務省及び厚生労働省における連携
 - イ 地域における関係機関相互間の連携等
- (5) 関係機関等の基本的な役割
 - ア 共通事項
 - イ 保護観察所
 - ウ 都道府県主管課
 - エ 精神保健福祉センター
 - オ 保健所
 - カ 市町村等主管課
 - キ 福祉事務所
 - ク 指定通院医療機関
 - ケ 精神障害者社会復帰施設等
 - コ その他
- (6) 情報の取扱い
- (7) 地域住民等への配慮

3 各論

- (1) 当初審判
 - ア 生活環境の調査の実施
 - イ 生活環境の調査結果の報告